

広島県告示第三百九十八号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

令和七年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

基本測量（空中写真撮影）

二 作業期間

令和七年四月十七日から令和八年三月三十一日まで

三 作業地域

呉市、竹原市、三原市、尾道市、三次市、東広島市及び世羅郡世羅町